エ X 1 債権者両名が、債務者霞ヶ浦工場に勤務する雇用契約上の義務のない地位にあることを仮に定める。 2 債務者は、平成15年10月から本案の第1審判決言渡しに至るまで毎月25日限り、債権者aに対し1か月30万4473円の割合による金員を、債権者bに対し1か月33万6616円の割合による金員をそれぞれ仮に支払え。 3 債権者両名のその余の申立てをいずれも却下する。 4 申立費用は債券を再見担とする。

理由の要旨

第 1 債権者両名の申立て

主文第1項と同旨

債務者は,平成15年8月から本案判決確定に至るまで毎月25日限り,債権者aに対し1か月40万0392円 の割合による金員を、債権者bに対し1か月42万1207円の割合による金員をそれぞれ仮に支払え。 事案の概要

債務者の姫路工場に勤務していた債権者両名が、債務者のなした霞ヶ浦工場への転勤命令は無効であるとし て、地位保全と賃金仮払の仮処分を求めた事案である。

争いのない事実

(1) 債務者は、スイスに本拠を置く総合食品企業であるネスレSAの日本法人であり、全国各地に事業所、工場を有するネスレジャパングループの全体を統括する会社である(平成13年1月に「ネスレ日本株式会社」から現社名に商号変更した。)。同グループは、現在、霞ヶ浦工場(茨城県稲敷郡 α 所在)、島田工場(静岡県島田市所在)、姫路工場(兵庫県神崎郡 β 所在)の三人名本方人、平成15年4月末時点の各工場の従業員数は、霞ヶ浦工場と島田工場が 各約280名、姫路工場が約400名である。

各約280名、姫路工場が約400名である。
(2) 債権者 a (昭和〇年〇月〇日生)は、高校卒業後、自動車販売会社の勤務を経て、昭和46年8月16日、債務者に雇用され、以後姫路工場に勤務している。債権者 b (昭和〇年〇月〇日生)は、高校卒業後、昭和49年4月1日、債務者に雇用され、以後姫路工場に勤務している。
(3) 債権者 a は、平成11年9月ころから、債権者 b は、同年5月ころから、それぞれ姫路工場製造課充填包装課 デブトボックス係(以下「ギフトボックス係」という。)に配属され、ギフトボックスにインスタントコーヒー等の商品を箱詰めする作業に従事していた。
(4) 債務者は、平成15年5月9日、債権者両名が所属するギフトボックス係の61名の従業員全員に対し、姫路工場で行われているギフトボックス箱詰め作業の廃止を理由として、同年6月23日までに霞ヶ浦工場への転勤を命じるとともに、この転勤に応じることができない者が退職する場合には、通常の会社都合の退職金に加えて特別退職金を支給するなどの優遇措置を提示した(以下「本件転勤命令」という。)。これに対し、債権者 a は、同年5月22日の人、同りは、同月23日ころ、債務者に対し、いずれも家庭の事情を理由として転勤に応じることができない旨を説明し、上記命令の撤回を求めたが、債権者はこれを拒絶した。
(5) 本件転勤命令発令当時、債権者 a は、妻 c (43歳)、長女 d (18歳)、二女 e (14歳)及び実母 f (78歳)と同居し、債権者 b は、妻 g (40歳)、長男 h (13歳)、二男 I (8歳)及び実母 f (79歳)と同居していた。

(1) 債務者の転勤命令権の有無 (債権者両名の主張)

うべきである。
(債務者の主張)

債権者両名と債務者との雇用契約は、職場を限定したものではなく、債務者は、債権者両名に対し、転勤命令権を する。姫路工場においては、現地採用の従業員も他工場に転勤しており、債権者両名が主張するような慣行は存しな 転勤命令権を有

(2)本件転勤命令の有効性

(債権者両名の主張)

(債権者両名の主張) 本件転勤命令は、主として人員整理を目的として行われたものであるところ、債務者は、不況にも係わらず高収益を維持しており、経費削減のためにギフトボックス係の人員を整理する必要はない。また、ギフトボックス係に属する従業員のうち、9名が霞ヶ浦工場への転勤に同意し、48名が退職する意向を示しているほか、姫路工場においては中に15名、平成16年中に16名の定年退職が予定されていることを考慮すると、債権者両名を同工場内の別の職場に配転することは容易であるから、人員選択の合理性もない。他方、債権者両名は、地元の学校に通う子をもつほか、債権 は、非定型精神病である妻を、債権者 bは、痴呆症等のため介助を要する老母をそれぞれ抱えていることなどの事情から、家族を伴う転居はもとより単身赴任も不可能である。そして、債権者両名が、債務者に対し、要介護者を抱えているために、本件転勤命令に応じることができない旨を再三にわたり説明しているにもかかわらず、債務者が、真摯にこれに対応することなく、本件転勤命令を所与のものとして債権者両名に関する法律」26条の趣旨に違反するものである。よって、本件転勤命令は、業務トの必要性が認められないにもかかわらず、債権者両名の子の養育や家族の介護状況

よって、本件転勤命令は、業務上の必要性が認められないにもかかわらず、債権者両名の子の養育や家族の介護状況に何ら配慮することなく発令され、債権者両名の家族に対し著しい生活上の不利益を与えるものであるから、権利の濫

用として無効である。
(債務者の主張)

(頂務者の主張) ギフトボックスは、中元・歳暮向けがほとんどであり、需要の季節変動が大きく、毎期の販売予測が困難であることから、十分な賞味期限を確保しつつ低コストでギフトボックスを製造するためには内作方式よりも外注方式による方が有利である。したがって、ギフトボックス係の廃止については、業務上の必要性があった。さらに、姫路工場は、ギフトボックス係の従業員を同工場内の他部署に配転する余地がなく、他方、霞ヶ浦工場は、人員の受入れが可能であったことから、債務者は、従業員の雇用を確保するために本件転勤命令を発令した。 債権者両名自身による家族の介護の必要性については不知。債務者は、従業員の家庭の事情も既存の資料で確認した上、本件転勤命令を発令した。債務者は、各種手当ての付与、社宅の提供など十分な配慮もしており、本件転勤命令は、債権者両名に対し、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものではない。 よって、本件転勤命令は、権利濫用であるとはいえない。 (3) 保全の必要性 (債権者両名の主張)

(債権者両名の主張)

- 平成15年10月以降は賃金相当額の支払も停止する意向を示していることから、債権者両名の地位保全と賃金の 仮払の必要性がある。
- (債務者の主張)

、債務者が、本件が係争中であるという事情に鑑み、債権者両名に対し、平成15年7月から同年9月まで任意に賃金 相当額の支払をするが、同年10月以降は賃金相当額の支払も停止する意向を示していることは認め、その余は否認な

第3

争点 (1) (債務者の転勤命令権の有無) について

(1) (現然有の私利の下権の有無がについて (1) 証拠(疎甲第2号証、第25号証、疎乙第1号証ないし第3号証、第6号証、第10号証)及び審尋の全趣旨 によれば、次の事実を認めることができる。 ア 債権者の就業規則15条1項は、「会社は、業務上の必要に応じ、従業員に異動を命ずる。異動とは、身分の変 更、役職および資格の変更、配置転換、職種の変更、転勤、長期出張、駐在もしくは出向、派遣をいう。」と定めてい 更、 る。

債権者両名が債務者と雇用契約を締結した際の契約書には、いずれも「雇用中に、他の勤務地へ転勤される事があ り」と明記されている。

り」と明記されている。 ウ 債権者 a が入社した当時は、姫路工場と広田工場(兵庫県三原郡 γ 所在。同工場は平成 1 2 年 9 月に廃止された。 が、債権者 b が入社した当時は、上記 2 工場に加えて島田工場があった。そして、姫路工場の現地採用者も、他の勤務地へ転勤しており、姫路工場から霞ヶ浦工場(昭和 5 3 年開設)への転勤の例もある。 (2) 債権者両名が、債務者に入社以来、長年にわたり一貫して姫路工場に勤務してきたことは、直ちに勤務場所を限定する合意を推認させるものではなく、かえって、上記認定事実のとおり、①債務者の就業規則には、債務者は業務上の都合により従業員に転勤を命ずることができる旨の定めがあること、②現に債務者では、全国に事業所、工場を置き、工場における現地採用者であっても転居を伴う転勤措置を実施してきていること、③債権者両名が債務者と雇用契約を締結した際にも、転居を伴う転勤措置を明示的に承諾していたことなどの事情の下においては、債務者は、個別的同意なしに債権者両名の勤務場所を決定し、これに転勤を命じて労務の提供を求める権限を有するものというべきである

争点(2) (本件転勤命令の有効性) について

いうべきである。

以下、特段の事情の存否について判断する。

以下、特段の事情の存否について判断する。
(2) 業務上の必要性
ア 転勤命令の要性とされる業務上の必要性は、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤労意欲の
高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、これを肯定するのが相当である。
イ 証拠(疎甲第1号証、疎乙第9号証、第10号証)及び審尋の全趣旨によれば、①インスタントコーヒー等の商品が箱詰めされたギフトボックスは、中元・歳暮向けがほとんどであり、需要の季節変動が大きく、毎期の販売予測が困難であることなどの事情から、債務者は、十分な賞味期限を確保しつつ低コストでギフトボックスを製造するためには
内作方式よりも外注方式による方が有利であると判断し、ギフトボックスの内作を廃止し、外注する方針を決定したこと、②姫路工場では、平成12年以降、生産体制の合理化のため人員が余剰しており、定年退職による欠員を補充したいことによってこれに対処していること、③これに対し、腹下浦工場では性的に人員が不足しており、臨時社員を雇用してこれに対処していること、④このため、債務者は、姫路工場のギフトボックス係に配属されている61名の従業が認められる。 が認められる。

から、一律に霞ヶ浦認しうるものである

エー これに対し、債権者両名は、債務者が連結純利益を確保していることを理由に上記計画の合理性を否定するが、厳しい競争にさらされている企業が不断に経費削減に努めることは当然のことであるから、債権者両名の上記主張は採用 できない。

える不利益を負わせるものと認められる。
(6) なお、証拠(疎乙第5号証、第20号証、第22号証)及び審尋の全趣旨によれば、債務者には介護休業及び時間短縮等の便宜措置の制度が存するところ、債権者両名がこれを利用しなかったことが認められるが、従業員が同制によりによりによるである。

いことはいうまでもない。 (7) 以上によると、本件転勤命令は、業務上の必要性が存するものの、債権者a及び債権者bのいずれに対して も、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるから、権利の濫用にあたり無効というべきであ

る。 3 保全の必要性 証拠(疎甲第15号証,疎乙第22号証)及び審尋の全趣旨によれば、①債務者は、債権者両名に対し、平成15年6月23日以降、姫路工場における労務の受領を拒絶しているとともに、同年9月分までは賃金相当額を支払うものの、同年10月以降は賃金相当額の支払も停止する意向を示していること、②債権者両名は、姫路工場で労務を提供する意思を示していること、及び、③債権者両名が、賃金を受けられないとすれば、家族を含むその生活に著しい支障を来たし、回復しがたい損害を生じるおそれがあり、これを回避するためには少なくとも従来の平均賃金の8割に相当するなが、必要であることが一応認められる。

る金額が必要であることが一応認められる。 債権者両名の平成15年4月から同年6月までの間の1か月の平均賃金は、債権者aが38万0592円(疎乙第2 2号証)、債権者bが42万0770円(疎乙第26号証及び審尋の全趣旨)であり、その8割に相当する金額は、債 権者aが30万4473円、債権者bが33万6616円となる。 よって、債権者面名の地位保全と平成15年10月から本案の第1審判決言渡しに至るまで上記の平均賃金の8割相

神戸地方裁判所姫路支部

裁判官 菊井一夫